

令和8年7月9日

志摩市議会議長 濱口 卓 様

志摩市議会政治倫理審査会

委員長 松井 研二

(公 印 省 略)

審 査 結 果 報 告 書

令和8年6月10日付けで、審査請求があった件について審査を行ったので、志摩市議会政治倫理規程第7条第1項の規定により、審査の結果を報告します。

1. 審査請求をした議員の氏名

濱村 昭雄 議員、山本 桂史 議員

2. 審査請求の対象となった議員の氏名

山川 楠人 議員

3. 審査請求の内容

対象議員の山川楠人氏は、令和8年6月5日、自身の SNS において議場内のパソコンの打鍵音を巡る不満を投稿した。その際、公式な議会内部の協議を経ず、不特定多数が閲覧する場で同僚議員（堀江議員）の実名を挙げて一方的に批判した行為は、社会規範および市民の代表者としての品位を著しく欠くものである。さらに同氏は「議会から私への辞職勧告が出される可能性がある」等と、事実に基づかない極端な憶測を公に発信した。これは市民に議会への不信感を植え付け、志摩市議会全体の社会的名誉と信頼を失墜させる行為であり、志摩市議会議員政治倫理規程第3条第1号に違反するものと思料される。よって、上記行為について志摩市議会政治倫理規程第4条に基づき審査請求します。

4. 審査請求の対象となった事由の該当条項

志摩市議会議員政治倫理規程第3条第1号

「市民の代表者としてその品位と名誉を害するような一切の行為、また社会規範に反するような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと」

5. 審査会の設置

令和8年6月10日付けで、濱村 昭雄 議員、山本 桂史 議員の連署をもって、志摩市議会政治倫理規程第4条第1項の規定に基づき審査請求があり、同月30日同規程第5条第1項の規定に基づき、議長において政治倫理審査会が設置され、同条第2項の規定に基づき次のとおり7人の委員が任命された。

西井 秀太 議員、中野 浩一 議員、松井 研二 議員、森 光子 議員、
前田 俊基 議員、渡辺友里夏 議員、小河 光昭 議員

6. 審査の経過

審査会は、令和8年7月3日委員全員及び議長出席のもと開催され、志摩市議会政治倫理規程第5条第3項の規定により委員長に松井 研二 議員、副委員長に小河 光昭 議員が互選された。

続いて、審査請求者の濱村 昭雄 議員、山本 桂史 議員から政治倫理基準違反の内容について聴取し、審査対象者の山川 楠人 議員に弁明の機会を与えた。その後、審査請求内容についての協議に入り、政治倫理基準の規定に反する行為の存否について審査し、審査会を終えた。

7. 審査結果

当審査会は、本審査請求について、審査請求書記載の違反の内容等を審査した結果、山川 楠人 議員の行為は、志摩市政治倫理規程第3条第1号の政治倫理基準に違反していない（否）と判断した。

しかしながら、本審査会として、本件の根底にある議場環境の課題については、今後の志摩市議会の円滑な運営と品位保持の観点から、検討課題として議長へ報告するものとする。